**一般社団法人日本造血細胞移植学会**

**平成30年度　小児移植認定HCTC　認定申請手続き説明書**

一般社団法人日本造血細胞移植学会　小児移植認定造血細胞移植コーディネーター（以下、「小児移植認定HCTC（Hematopoietic Cell Transplant Coordinator）」と略す）を申請される方は、以下の通り、申請書類の提出をお願いいたします。小児の移植例のみのコーディネートを行っている場合に申請が可能です。

## １．〔様式1〕小児移植認定HCTC 認定申請書に必要事項を記入してください。申請書内の赤字で記載されている注意事項をよくお読みください。【HCTCの実務経験：経験年数】と【HCTCの実務経験：コーディネート件数】については、以下の「HCTCの実務経験に関する注意事項」をよくお読みいただき、正しくカウントしてご報告ください。活動状況によっては、経験年数やコーディネート件数が認められない場合もあります。

**－HCTCの実務経験に関する注意事項－**

研修などによる所属施設以外でのHCTCの経験については、雇用関係に基づいてその施設から正式なHCTC業務の依頼が行われていない限り、その期間の長さに関わらず、HCTCの実務経験としてカウントすることを認めておりませんので、ご注意ください。

**１．経験年数について**

■コーディネートとは、所属施設外にも及ぶ個人、グループ、組織を対象とした幅広い移植前後に至る調整プロセスで、病棟や外来で行われている通常の看護や診療とは異なります。病棟や外来の看護師、患者やドナーの担当医、日本骨髄バンクの調整医師などによる患者やドナーの支援はHCTCとしての経験に含みませんので、ご注意ください。なお、通常の診療に従事せずHCTC業務を専従職として行っている場合を除き、医師の申請は原則として認めません。

■HCTC活動開始時期は、HCTCが移植チーム内に設置され、介入の際にHCTCであることを患者やドナー、家族に説明して業務を開始した時期であることが必須です。活動開始時期が、認定講習I・認定講習IIの受講申込書と異なる場合には、申請は受理されません。

**【HCTCの具体的な業務内容】**

「HCTC標準業務リスト（<https://www.jshct.com/organization/pdf/list_hctc.pdf>）」でご確認ください。

リスト内の業務はHCTCの網羅的な業務の一覧で、すべての業務を実践している必要はありません。ただし、認定HCTCの必須項目については、HCTCが実践している必要があります。

**＜患者コーディネート＞**

・移植前／移植入院中／移植後の支援：意思決定支援、移植準備の支援、精神的・社会的支援、

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　家族の支援、院内関連部門・院外機関との連携など

・血縁ドナーコーディネート

・骨髄バンクコーディネート：骨髄バンク登録説明・相談、骨髄バンク・採取施設との連絡調整など

・さい帯血バンクコーディネート：さい帯血バンク利用の説明、さい帯血バンクとの連絡調整など

**＜ドナーコーディネート＞**

・血縁ドナーコーディネート：意思決定支援、採取準備から採取後まで

　 　　　　 ドナー家族の支援、院内関連部門・院外機関との連携など

・骨髄バンクドナーコーディネート：骨髄バンク・移植施設との連絡調整

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 骨髄バンクコーディネーターとの連携など

**２．コーディネート件数について**

■同種移植の症例に限ります。

■1事例1申請者とし、複数のHCTCからの重複報告は認めておりません。同一事例に複数のHCTCが介入した場合は、申請者間で相談の上、最も多く関わったHCTCが事例としてカウントし報告してください。

■申請時点で移植や提供が未来日となる事例は件数に含みません。

**＜患者件数＞**

・移植適応と判断され意思決定に介入した段階から、生じた問題に対応し、移植が実施されるまでの全過程を支援することで、1件とカウントします。

・移植に至らなかった、また、移植適応判断後の介入であった場合でも、十分な相談、支援がなされていれば、その支援内容について報告書〔様式5〕を提出することで、カウントとして認めます

**＜血縁ドナー件数＞**

・HLA検査前の提供に関する医学的説明と意思確認の段階から、採取前健康診断、採取の準備、幹細胞採取、採取後健康診断に至るまでの全過程を支援することで、1件とカウントします。

・以下の①～④の場合、十分な相談、支援が行われていれば、その支援内容について報告書〔様式7〕を提出することで、カウントとして認めます。ただし、入院時からの介入はカウントできません。

①他施設ですでにHLA検査が実施されているなどの理由でHLA検査の時点から介入していない

（ただし、施設内にHLA検査の段階からHCTCが介入する体制が構築されていることが条件です）

②HLAが適合しなかった

③提供に至らなかった

④採取後健診が他院で実施された　など

・提供に至った血縁ドナーの件数をカウントする場合、ドナー登録している事例のみに限ります。

**＜非血縁ドナー件数＞**

・採取前健康診断から介入し、採取の準備、幹細胞採取、採取後健康診断に至るまでの全過程を支援することで、1件とカウントします。

## ２．〔様式2〕勤務実態報告書に、申請から直近1カ月以内の連続した1週間のHCTCとしての実務について記載してください。

## ３．〔様式3〕業務報告書に、実践しているHCTC業務のチェック欄に○を付けてください。赤字の業務は、認定HCTCの必須項目となります。

## ４．〔様式4〕担当患者リスト、〔様式6〕担当ドナーリストに、HCTCとして経験された患者8件、ドナー8件（内、同胞ドナー3件以上）を記入してください。患者・血縁ドナーとも、できるだけ全過程に介入している事例を記入してください。

件数のカウントについては、「HCTCの実務経験に関する注意事項」内にある「２．コーディネート件数について」をよくお読みください。

リスト内のドナーIDは、必要に応じて症例の問い合わせを行う場合に使用させていただきます。

## ５．〔様式5〕担当患者支援報告書は、〔様式4〕のリストの内、移植に至らなかった、また、移植適応判断後の介入であったなどの場合に、その支援内容について報告してください。

また、〔様式7〕担当ドナー支援報告書は、〔様式6〕のリストの内、血縁ドナーにおいて、以下の①～④の場合に、その支援内容について報告してください。

①他施設ですでにHLA検査が実施されているなどの理由でHLA検査の時点から介入していない

（ただし、施設内にHLA検査の段階からHCTCが介入する体制が構築されていることが条件です）

②HLAが適合しなかった

③提供に至らなかった

④採取後健診が他院で実施された　など

**「HCTCの実務経験に関する注意事項」内にある「２．コーディネート件数について」に記載しているように、途中からの介入や、移植や提供に至らなかったケースなどについては、この報告書がなければカウントを認めませんので、申請の要件を満たしていないと判断されます。**

## ６．〔様式8〕患者ケースレポート、〔様式9〕血縁ドナーケースレポートに、HCTCとして介入した事例の内、患者2事例、血縁ドナー2事例について、書類内の注意事項をお読みいただき、事例報告をしてください。

## ７．〔様式10〕小児移植認定HCTC認定申請証明書に所属施設の移植責任医師および施設長の署名、捺印をお願いいたします。HCTCの実績が複数施設に渡る場合は、前所属施設の〔様式10〕認定HCTC認定申請証明書による実務証明も必要となります。

## ８．〔様式11〕認定審査料払込受領証明書に、払込受領証もしくは明細書のコピーを貼付してください。

## ９．履歴書（〔様式12〕を参考に、書式は自由、顔写真不要）を提出してください。

## １０．本学会主催のCTC研修会修了証、HCTC研修会修了証またはHCTC認定講習Ⅰ修了証のコピーを1部提出してください。

## １１．実地研修実施報告書またはHCTC認定講習Ⅱ修了証のコピーを1部提出してください。

## １２．個人情報について

１）提出された申請書や報告書は審査のためだけに使用され､審査担当者以外の目に触れることはありません。また、審査担当者は審査に際して得た情報に対して､守秘義務を課せられています。

２）事例対象者の特定に繋がりうる、必要不可欠ではない情報は記載しないでください。しかし、申請者が対象となる患者､ドナーについてどのようにアセスメントし､対応したかを理解できるような記載は審査上の必須条件となります。もしこの点に関して疑問点や問題点があればご相談ください。

①記載してはならない情報：対象者の氏名、施設内のID番号、検査番号等、イニシャル、呼び名等

②例外の状況を除き、原則として記載してはならない情報：

A. 住所

●例外の状況：患者とドナーの居住地域の地理的関係が重要であり､単に「遠方」「海外」といった記載では申請者のアセスメントや対応の理解が困難であると考えられる場合

●例外の場合の記載方法：国名、地域名称（東北､関東など）とし、必要な場合であっても都道府県名までの記載にとどめる

B. 既に他院などで診断治療を受けている場合、その施設の名称、所在地

●例外の状況：搬送元、紹介元の情報が不可欠な場合

●例外の場合の記載方法：必要不可欠と考えられる範囲内で施設名を特定して記載可能

③日付の記載は、臨床経過を知る上で必要となる場合が多いので、個人の特定の可能性が高くならない場合は、原則年月までを記載しても構いません。生年月日の記載もこれに準じます。

④提供年月日､日本造血細胞移植データセンタードナー登録番号、日本骨髄バンクドナーID：

実際に採取が行われた例であることを確認するために必要最低限の情報となります。日本造血細胞移植データセンター、日本骨髄バンクのデータベースにアクセス出来る権限がない限り、これらの情報から個人を特定することは困難です。

以上、チェックリストを使用し、申請書類をすべて揃えて書留やレターパックなど追跡可能な方法でご郵送ください。申請前に、誤字脱字や記載漏れなど書類の不備がないかを必ず確認するようお願いいたします。

また、書類審査にて認定要件を満たさないと判断された場合や、記載書類に不正があると認められた場合には、その時点で申請を却下し、以後の審査は行いませんので、ご注意ください。（HCTC認定制度細則第2条3項）

【申請先】

〒461-0047　名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学医学部内

一般社団法人日本造血細胞移植学会事務局　認定HCTC認定申請受付係

【申請期間】

平成30年7月4日（水）〜平成30年7月18日（水） 必着

＊ 期間を過ぎますと受付できませんのでご注意ください

**【問い合わせ先】**

書類に関してご不明な点は、下記へ御連絡ください。

一般社団法人日本造血細胞移植学会事務局

Tel：052-719-1824　　Fax：052-719-1828　　E-Mail： jshct\_office@jshct.com

平成30年5月 日　HCTC委員会